

日 薬 業 発 第 1 4 0 号
平成 3 0 年 7 月 1 8 日

都道府県薬剤師会
学校薬剤師担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
担当副会長 乾 英 夫

「平成 30 年 7 月豪雨」により被災した学校を再開する際の留意点について

標記について、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課、初等中等教育局健康教育・食育課から各都道府県教育委員会施設主管課等へ通知された文書入手いたしましたのでお知らせいたします。

本連絡は、平成 30 年 7 月豪雨により被災した学校を再開する際の留意点について示されたものです。

「4.」にて、学校を再開するにあたって学校環境衛生基準等に基づき衛生管理に努めること、また特に浸水等の被害のあった地域においては「学校環境衛生管理マニュアル」（平成 30 年度改訂版）も参考にして必要に応じて消毒等の措置を適切に行うこと、等とされております。

取り急ぎお知らせいたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれましては、本通知を参考として対応されますようお願い申し上げます。

◇「学校環境衛生管理マニュアル」（平成 30 年度改訂版）

文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1292482.htm

（主な記載箇所：p 167～171）

事 務 連 絡
平成30年7月13日

各都道府県教育委員会施設主管課
各都道府県教育委員会学校健康教育主管課
各指定都市教育委員会施設主管課
各指定都市教育委員会学校健康教育主管課
各都道府県私立学校主管課 御中
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省
大臣官房文教施設企画部施設企画課
初等中等教育局健康教育・食育課

「平成30年7月豪雨」により被災した学校を再開する際の留意点について（依頼）

平成30年7月豪雨においては、今なお水害等が続いており予断を許さない状況にあることから、特に緊急の移動が必要となる場合を除き、避難住民が、次の住まいに確実に移ることができるようになるまでの間、学校施設等の現在の避難施設での避難が維持できるよう、引き続き最大限の対応をお願いいたします。

その際、それら避難施設として使用されている学校施設等の安全性の確保についても、可能な限りの配慮をお願いいたします。

現在、一部の学校等では、その再開が予定されていますが、学校を再開する場合は、以下の点にご配慮いただきますよう、お願いいたします。

また、関係する県の教育委員会施設主管課、教育委員会学校健康教育主管課、私立学校主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、それぞれ域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校（専修学校・各種学校を含む。）及び所轄の学校設置会社の設置する学校に対し、本件について周知くださるよう併せてお願いします。

- 1 学校の再開にあたっては、校舎や屋内運動場等の学校施設等における安全性を確認するとともに、がれきや破片等の除去や立ち入り禁止の措置など当面必要となる応急復旧等を行い、児童生徒等の安全に万全を期すこと。
- 2 従来の学校施設等ではなく周辺の公共施設等を間借りして授業を再開する場合は、上記1の学校再開にあたっての学校施設等の安全性の確保と同様、必要な安全性の確保に努めること。

3 道路の損壊等の危険箇所を把握し、必要に応じて通学路の変更を検討すること。また、視覚や聴覚に障害のある児童生徒等に対する確実な情報伝達等の対応も含め、児童生徒等の安全確保について十分配慮すること。

4 学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）及び学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）に基づき、日常の学校環境衛生管理及び学校給食衛生管理に努めるほか、臨時の衛生検査を行うなど、被災した学校等の適切な衛生状態が確保されるよう配慮すること。その際、特に浸水等の被害のあった地域においては、感染症の発生のおそれがあることから、「学校環境衛生管理マニュアル（※）」（平成30年度改訂版）も参考にして、必要に応じて消毒等の措置を適切に行うこと。

学校給食を再開するに当たっては、施設設備の洗浄及び消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に留意するとともに、調理従事者の健康管理にも留意すること。特に、被害のあった施設、炊き出しへの協力などのため調理従事者以外が使用した施設においては、十分留意すること。

また、被災児童生徒を受け入れている場合及び自校以外の被災した学校に学校給食を提供する場合においては、食物アレルギー等を有する児童生徒について十分留意の上対応すること。

さらに、被災児童生徒の学校給食費について、必要に応じ、猶予措置等の特段の配慮をいただきたいこと。

※ PDF版を文部科学省ホームページに掲載（主な記載箇所：p167～171）

【本件照会先】

（1及び2に関すること）

大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室防災推進係

Tel 03-5253-4111（内線2235） Fax 03-6734-3689

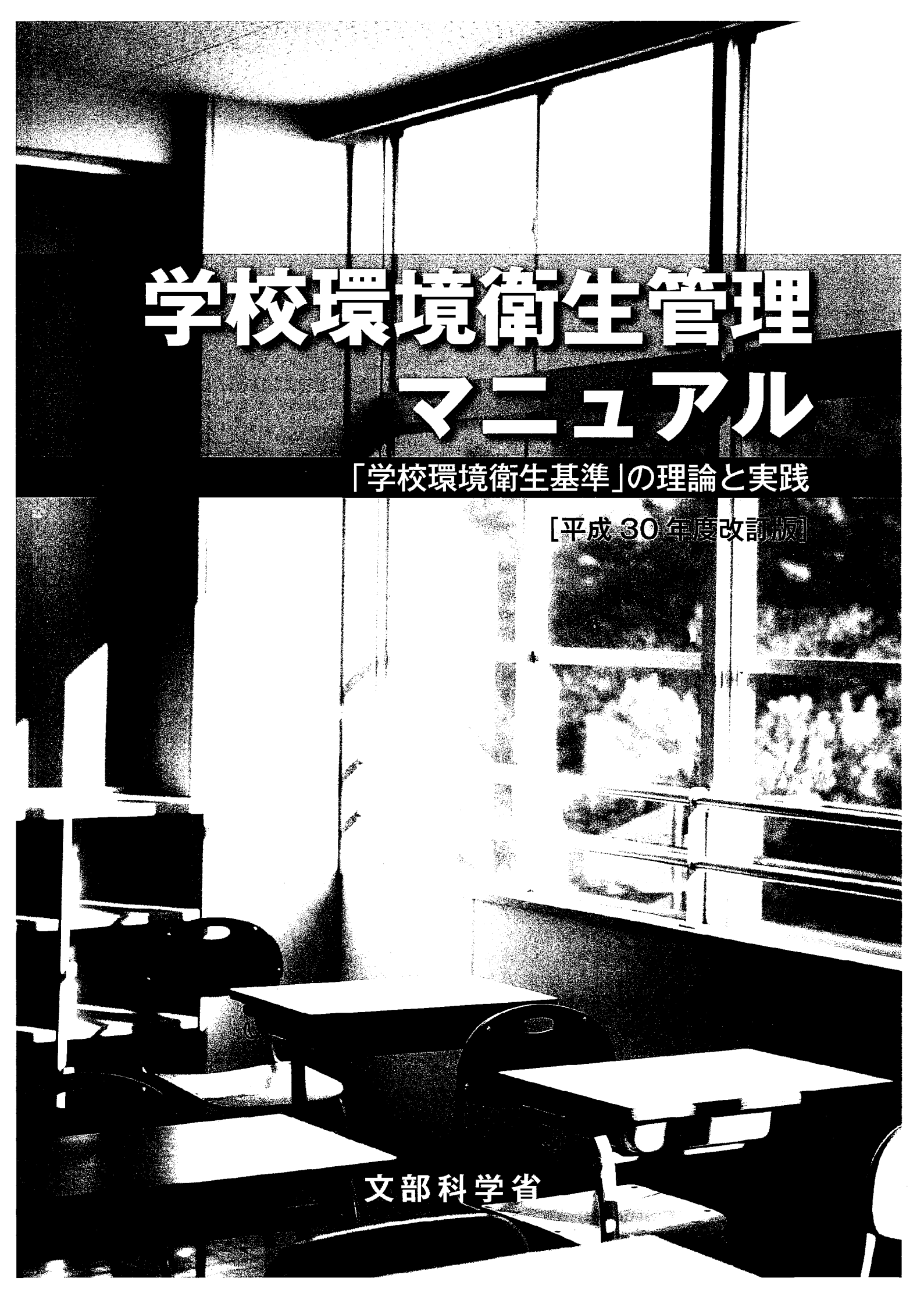
e-mail bousai@mext.go.jp

（3及び4に関すること）

初等中等教育局健康教育・食育課企画調整係

Tel 03-5253-4111（内線4950） Fax 03-6734-3794

e-mail kenshoku@mext.go.jp



学校環境衛生管理 マニュアル

「学校環境衛生基準」の理論と実践

[平成 30 年度改訂版]

文部科学省

1 臨時検査

- 1 学校においては、次のような場合、必要があるときは、臨時に必要な検査を行うものとする。
 - (1) 感染症又は食中毒の発生のおそれがあり、また、発生したとき。
 - (2) 風水害等により環境が不潔になり又は汚染され、感染症の発生のおそれがあるとき。
 - (3) 新築、改築、改修等及び机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入等により揮発性有機化合物の発生のおそれがあるとき。
 - (4) その他必要なとき。
- 2 臨時に行う検査は、定期に行う検査に準じた方法で行うものとする。

臨時検査を実施する主な例

(1) 感染症又は食中毒の発生のおそれがあり、また、発生したとき。
飲料水に関する施設・設備 ・給水施設・設備が外部から汚染を受けていないか等について検査を行う。 校舎内外の施設・設備等 ・感染症・食中毒の発生のおそれや発生に関連する校舎内外の施設・設備等が不潔になっていないか、また汚染されていないか等について検査を行う。 便所 ・感染症や食中毒が発生したときは、便所の清潔や衛生害虫等の有無、手洗い施設や排水の状況等について検査を行う。 ごみ ・ごみの容器やその周りが汚染されていることが考えられるので、ごみの処理方法や保管場所を検査する。
(2) 風水害等により環境が不潔になり又は汚染され、感染症の発生のおそれがあるとき。
飲料水に関する施設・設備 ・給水施設・設備が破損・故障していないか等について検査を行う。 飲料水の水質 ・給水施設・設備が損傷を受けたときは、水質検査を行い、基準に適合していることを確認する。 校舎内外の施設設備等 ・校舎内外の施設・設備等が水や泥、ごみ等によって不潔になっていないか等について検査を行う。なお、校舎内外の施設・設備等が水や泥、ごみ等によって不潔になった場合は必要に応じて消毒を行う（参考Ⅱ-6-1）。 便所 ・洪水等の災害を受け、汚れや破損等便所が被害を受けたときは、不潔になりやすく、感染症の発生も考えられるので、清潔や破損等について検査を行う。 排水の施設・設備 ・排水が流れなくなっていないか確認し、流れない場合はすみやかに原因究明をし、改善を図る。

ごみ

- ・ごみ容器が破損したり、ごみが飛散したりして不潔になりやすい。よって、清潔や破損の状況等について検査をする。

黒板

- ・黒板が水に浸かるなどし、黒板面に影響があると考えられるときは、明度や彩度について検査を行う。

(3) 新築、改築、改修等及び机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入等により揮発性有機化合物の発生のおそれがあるとき。

- 学校の新築・改築・改修等（壁面のペンキ塗装等を含む）があったとき
 - ・予め、引き渡しの際の検査において基準値を超えた場合の措置等を取り決めておくこと。
 - ・揮発性有機化合物の濃度測定は、乾燥期間を十分確保した上で行う等、適切に対応すること。
 - ・測定検査を専門測定機関に依頼する場合、学校の担当者は学校薬剤師とともに検査に立ち会うようにし、年月日、時刻、天候、場所、在室人数、検査器具名、検査者名等を記録すること。
 - ・なお、学校施設の新築・改築・改修等に当たっては、文部科学省のパンフレット「健康的な学習環境を確保するために有害な化学物質の室内濃度低減に向けて（施設面における主な留意点）」（平成23年3月文部科学省）等を参考にするとよい。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1305497.htm

文部科学省 有害な化学物質

検索

- 机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品を導入したとき
 - ・揮発性有機化合物の発生のおそれがあることから、基準適合商品の選定や導入後速やかにその教室等で揮発性有機化合物の濃度の検査を行うこと。

(4) その他必要なとき。

照明

- 照明に影響を及ぼすような災害による建物の損壊があったとき
- 照明器具の交換、黒板の改修、壁の塗り替え等があったとき
 - ・照度が適切か検査する。

騒音

- 教室外の騒音が新たに問題となったとき（近隣で騒音の伴う工事が行われている等）
 - ・騒音を測定する。

飲料水の水質及び施設・設備

- 飲料水用に井戸水等を使用している場合に、周囲の地下水の汚染が判明したとき
 - ・水質検査を行い、基準に適合していることを確認する。
- 給水施設・設備を新しく設置したとき
 - ・外部から汚染を受ける恐れがないか、水質が基準に適合しているか等について検査を行う。
- 給水源を変更したとき
 - ・新たな給水源の種類を確認する。

雑用水

- 渇水後の降雨の初期
 - ・雑用水の貯水槽等が著しく汚れ、水質が悪化している恐れが考えられるため、必要に応じて貯水槽等の内部の状態及び水質を確認する。

学校の清潔
○ 学校行事等で多数の来校者があったときや多量のごみが発生したとき ・校舎が汚れたり、破損したり、ごみが大量に出る等学校が不潔になりやすいので、清潔状況等について検査を行う。 ・ごみが適切に分別処理されているかどうか、不潔になっていないかどうか等について検査する必要がある。
設置・改修等
○ 黒板を新しく設置・改修したとき ・黒板面の明度や彩度について検査を行う。 ○ 校舎や飼育動物の施設等を改修したとき ・清潔面からきちんと改修されているか等について検査を行う。 ○ 便所を新しく設置・改修したとき ・清潔、採光、換気等の状況について検査を行う。
ネズミ、衛生害虫等
○ ネズミ、衛生害虫等が発生したとき ・ネズミ、衛生害虫等は、定期検査時にその発生が認められなくても、突然発生する場合があることから、発生の可能性が疑われる状況となった時点で検査を行う。 ○ 児童生徒等から、衛生害虫による刺咬等が原因と考えられる症状の訴えがあったとき ・衛生害虫等の発生が認められなくても、児童生徒等の被害により、その発生が推測される場合には検査を行う。
水泳プール
○ 児童生徒等が、目や皮膚が痛い等、プール水が原因と考えられる症状の訴えがあったとき ・残留塩素濃度が異常に高い場合や、pHの異常値等の原因が考えられるが、その原因究明のため検査を行う。 ○ プール本体の水が何らかの原因で着色、着臭等したとき ・着色の原因には、藻類の発生や、酸化鉄、酸化マンガン等の原因が考えられるが、その原因究明のため検査を行う（参考Ⅱ-6-2）。 ○ プール使用期間中に、循環ろ過装置等が故障・破損して、新しい装置を導入したとき ・新しい装置が正常に作動し機能しているか検査を行う。

＜参考Ⅱ－6－1＞

水害時の消毒について

消毒対策	消毒薬	調整方法	使用方法	注意事項
屋外（し尿槽や下水があふれた場所、動物の死骸や腐敗物が漂着した場所、氾濫した汚水が付着した壁面、乾燥にくい床下）	クレゾール石けん	クレゾール石けん液 30 mL に水を加えて 1 L とする。液が濁って沈殿物が生じた場合には上澄み液を使用する。	校舎等のまわりは、じょうろや噴霧器などで濡れる程度に散布する。壁面は、泥などの汚れを水で落としてから、消毒液を浸した布などでよく拭く。または噴霧器で噴霧する場合は、濡れる程度に噴霧する。	取り扱う際には長袖、長ズボンを着用し、メガネ、マスク、ゴム手袋などを使用し、皮膚や目にかからないよう注意すること。 皮膚についた場合には大量の水と石けんでよく洗い流す。 目に入った場合は、水で 15 分以上洗い流し、医師の診察を受けること。 使用する直前に希釈し、希釈する濃度を守ること。 他の消毒剤や洗剤などと混合しないこと。他の容器に移して保管しないこと。 浄化微生物に影響を及ぼすので、浄化槽には散布しないこと。
	オルソ剤	オルソ剤 20 mL に水を加えて 1 L とする。		
屋内（汚水に浸かった壁面や床、教具・備品等）	逆性石けん	塩化ベンザルコニウムまたは塩化ベンゼトニウムとして 0.1% の濃度になるように希釈する。（10% 製品の場合、本剤 10 mL に水を加えて 1 L とする。）いろいろな濃度のものが市販されているので、希釈倍率に注意。	泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、希釈液に浸した布などでよく拭く。または噴霧器で噴霧する場合は、濡れる程度に噴霧する。その後は風通しをよくしそのまま乾燥させる。	
手指（後片付けなどで、汚染された箇所や土に触れた手指）	逆性石けん		汚れを石けんで洗った後、流水で石けんを落とし、洗面器などに入れた消毒液に手首まで浸し、30 秒以上もみ洗いをする。その後、乾いたタオルなどでよく拭き取る。石けんが残っていると殺菌力が低下するので、よく洗い流すこと。	
食器類	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウムの濃度が 0.02% になるように希釈する。（10% 製品の場合には、本剤 2 mL に水を加えて 1 L とする。）	食器を水洗いした後、消毒液に 5 分以上浸し、その上で自然乾燥させる。	
井戸水	次亜塩素酸ナトリウム	残留塩素として 1 ～ 2 ppm の濃度になるよう調整する。（10% 製品を使用する場合は、水 1 L につき 1 滴を加える。）		

< 参考Ⅱ-6-2 >

プール本体の水が着色したときの原因及び対処法

(1) 白濁の場合
① (原因) ろ過器の能力が低下又は停止によりろ過不十分となり、有機物の増加により白濁する。 (対処法) ろ過器を点検整備する。
② (原因) ポンプ廻りで空気が混入し、水中に微細気泡となって白濁する。 (対処法) プール水を透明容器に採って静置すると濁りが上昇してくるので分かる。ポンプ廻りの空気漏れを点検します。
③ (原因) 入泳人数が極端に多かった場合など、有機物の増加により白濁する。 (対処法) スーパークロリネーション（プールの塩素濃度を5～10 mg/Lに増加し、しばらく放置する。塩素の酸化力で有機物を酸化分解する。）を行った後、ろ過装置をフル回転します。
④ (原因) ろ過助剤として添加した凝集剤がろ過装置内でフロックを作らず、プールに流出してからフロックを形成している。 (対処法) 凝集剤は弱アルカリ性でフロックを生成するので、プール水のpH値が低い場合、アルカリ剤を添加してpHを調整します。
(2) 茶褐色の濁りの場合
(原因) 鉄・マンガンによる濁り。 (対処法) 井戸水を使用している場合に起こる可能性が高く、また給水管に銅管を使用している場合に赤水として鉄分が出ることもあります。原水中のこれらの含有量を測定し、含まれていたら、塩素により酸化するためであり、pHを弱アルカリにしてコロイドやフロックを作り、ろ過装置で除去します。鉄は茶色の濁り、マンガンは黒褐色の濁りを呈します。
(3) 緑色の濁りの場合
(原因) 藻類の発生による濁り (対処法) スーパークロリネーションで24時間放置後、ろ過装置を運転し除去するかプール水の入替えと清掃を行います。

*着色はプール水をコップに採ってみても分からず、1m以上のプールの水深ではじめて着色が分かるのが普通である。さらに、プール内部の塗装色と合わさって、記述した色調に見えないこともある。

「学校における水泳プールの保健衛生管理 平成28年度改訂」((公財)日本学校保健会)